

熊本地裁一次訴訟判決から半世紀の教訓

チッソが倒産しないのは「水俣病補償責任」のお陰

■半世紀たっても「解決」しない未認定問題

熊本地裁の一次訴訟判決（1973.3.20 認定患者に対するチッソの補償責任確定）から半世紀。現地では患者互助会などによる集会が開かれ、水俣病の現在を伝える報道も相次いだ。（→4～5 p）

最大の焦点が、50年たってもなお未認定問題が続くという点にあることは論を俟たない。既報の通り、水俣病患者団体は合同で、国・環境省に対して「住民健康調査」を求めている。実際、7 p 地図の通り、2009 特措法の想定地域外からも被害者と判定される人々が出ており、広範な健康被害を把握しきることが不可欠だ。

■1973年、3月本社交渉・5月チッソ逃亡・7月補償協定

しかし当欄では、1973年3月判決後の、訴訟派・自主交渉派によるチッソ東京本社交渉について述べたい。当会には支援学生として東京本社内に座り込み続けた者もいるが、訴訟原告は<判決の一時金以外の毎月の生活費や医療・介護手当の獲得>、自主交渉派患者は<訴訟派など初期認定患者と同等の補償を得ること>が至上命題だった。その果敢な交渉は土本典昭監督『水俣一揆 一生を問う人々』（5.27 シンポで上映）に描かれているが、音を上げたチッソは5月に本社を逃げ出して業務を都内某所に移し、7月9日やっと協定に調印した。

チッソと東京交渉団が結んだ「協定書」（立会人：三木武夫・沢田一精・馬場昇・日吉フミコ氏）は患者各派にも同水準で適用された。また「以後の認定患者にも同等の補償をする」ことも協定に明記された。

■1978年以降、「チッソが補償負担で倒産」を回避した国・県の苦策

患者・家族が、弁護士・医師など専門家に委ねず自らこの協定を勝ち取ったことは空前絶後だったが、その後どんどん患者が認定される中、チッソは1978年には補償とヘドロ処理負担による倒産の危機を迎えた。

チッソ倒産で患者補償が頓挫し矢面に立つことを危惧した国は、金融機関にチッソへの債権の放棄を求め、国の財政投融资資金（後には国家予算本体）を熊本県債の形でチッソに貸し与えた。1995 政府解決に際して国が立て替えた解決金は後に返済免除した。さらに2009 特措法では経済法規上の優遇特例をテンコ盛り。

川本輝夫さん（→26 p）も「チッソが倒産すれば患者補償が立ち行かなくなる」と認識、これらの施策を厳しく見守り続けたが、<チッソは、水俣病補償の支払いで倒産するはずのところを、患者補償の責務が大きいために国の特例で延命している会社>だという近現代史に稀な事実を、私たちは銘記しておかねばならない。

端的に言えば、チッソは（返済を催促しない国に対してもだが）、何よりも<水俣病患者に対して、足を向けて眠れない>立場ではないか。昨夏の逝去が最近報じられた後藤舜吉もとチッソ社長会長（→24 p）の言動には、残念ながらそういった客観認識や謙虚さが全く感じられなかった。

■水俣市経済は、今でも「チッソ依存」か？

折しも、水俣は市議会議員選挙のさなかで、チッソ・JNCが社を挙げて支える現・高岡市政への評価も争点の一つになっているようだ。チッソは、特措法で地域の雇用を守ることも定められているが、子会社倒産も回避できなかった。チッソが水俣と共存し続けるにせよ、もはや<チッソのおかげで水俣経済が回り雇用が守られる>というのは、神話か幻想になりつつあるのではないか。

この点は専門家にも分析願いたいところだが、水俣市は<風光明媚・環境意識の高さ・豊かな食材・幾多の医療福祉施設など、工場等のハードウェアだけに依存しない雇用・街おこし>の展望も描けるはずだ。

私達は、患者家族・水俣市民へのリスペクトを前提として踏まえつつ、市政への関心も持ち続けていきたい。

2023年4月

東京・水俣病を告発する会

付記 判決50年で気づくもう一つは、同じ熊本地裁が2022年3月に出した被害者互助会行政訴訟判決のレベルの低さである（→14 p）。患者を全員切り捨てたことも無論だが、量が多いだけの判決文からは1973 齋藤次郎判決のような法曹の誠実や明晰は読み取れない。これも当誌で問い続ける。

係争中の水俣病訴訟

2023年1月 現在

訴訟名	裁判所	提訴年	請求内容	原告数	原告・弁護士 (代表)	被告	訴訟の要点、経過	記事			
■ 国家賠償訴訟／民事訴訟 (水俣病健康被害の賠償を求める)											
ノーマア第二次訴訟	熊本	熊本地裁	2013	450万円	1374	岡田昭人(弁護団長) 森 正直(原告団長)	チッソ 国 熊本県	・原告は特措法の年齢地域線引き外やその後申し出た人など (報道では「特措法訴訟」「集団訴訟」とも) ・特措法和解後の不知火患者会の新訴訟	5、25p		
	東京	東京地裁	2014		86	尾崎俊之(弁護団長)			昭和電工 国	・原告は同上 ・四次訴訟(和解)に次ぐ阿賀野患者会の新訴訟	5p
	近畿	大阪地裁	2014		130	徳井義幸(弁護団長)					
	新潟	新潟地裁	2013	880万円	148	皆川栄一(原告団長) 中村周而(弁護団長)					
	新潟五次										
■ 行政訴訟 (棄却処分取消～認定の義務づけを求める)											
被害者互助会訴訟	福岡高裁	2015	公害健康被害補償法による水俣病認定	7	佐藤英樹(原告団長) 山口紀洋(弁護士)	熊本県 鹿児島県	・互助会国賠訴訟原告が被告知事への認定義務付けを求める。 ・2022.3熊本地裁で全原告敗訴。福岡高裁に控訴。	4、14-17p			
倉本訴訟	熊本地裁	2018		1	倉本ユキ海(原告本人訴訟)	熊本県	・亡母チズとの棄却取消と認定義務付けを求める				
新潟第二次行政訴訟	新潟地裁	2019		8	内山晶(弁護団長)	新潟県 新潟市	・認定審査会で棄却された原告が棄却取消と認定義務付けを求める				
認定義務付け訴訟	熊本地裁	2020		1	川原一美(原告)	熊本県	・県への認定義務付けを求める				
認定義務付け訴訟	大阪地裁	2022		1	後藤達哉 康由美(弁護士)	熊本県	・県への認定義務付けを求める ・国の不服審査会の裁決遅延につき不作為違法を問う				

水俣病認定患者・被害者数

2023年3月(新潟2月)末現在

	熊本県	鹿児島県	新潟県・市	計	
■ 公害健康被害補償法 (1969旧法 1974～公健法)					
認定(水俣病である)→補償協定*	1791	493	716	3000	A
棄却(水俣病ではない) 累積処分件数	13287	4474	1563	19324	
未処分	380	1034	104	1518	X
*チッソ、関西勝訴原告6人には補償協定調印拒否 a					
■ 1995-96 第一次政治決着 (5ヶ月限定受付)					
判定(260万円+医療手帳)	7992	2361	799	11152	B
保健手帳のみ	842	347	35	1224	
非該当	1691	575	113	2379	
■ 2010-12 和解・特措法 (2年2ヶ月限定受付)					
司法和解(不知火患者会・阿賀野患者会)	2794		171	2965	C
特措法「被害者」判定(210万円+被害者手帳)	19306	11127	1828	32261	D
手帳のみ(第一次決着からの継続者を含む)	18307	4416	139	22862	
非該当	5144	4428	110	9682	
■ 訴訟等での賠償確定者 1973東京交渉3 1985二次訴訟4 2004関西訴訟51					
				58	E
合計	補償(またはそれに近い一時金) 受給者合計 A+B+C+D+E-a				49430
	公健法認定申請中の未処分者 X 再掲				1518

チッソと国の水俣病責任を問うシンポジウム 27

チッソ東京本社交渉50年/土本典昭監督逝去15年

映像がつなぐ患者家族の闘い

5月27日(土)午後 東京お茶の水・連合会館204会議室

映画『水俣一揆 一生を問う闘い』/桑原史成 谷洋一 胎児性小児性患者会 萩野直路

→ 郵送分に案内チラシ同封

環境を顧みない巨大風力発電計画が水俣の水源林で進行中 !!

(東京での講演会報告 8~13p)

風車1基の高さ150mは熊本城天守閣の5倍。3社計64基の開発計画は国内最大規模。水俣の環境にこれ以上の負荷をかけないために、読者皆様のご協力をお願いします。

1973.3.20 一次訴訟 熊本地裁判決から50年

撮影
斎藤靖史



水俣病訴訟、勝訴50年 患者らが判決の意義を語りあう 2023年3月20日 朝日新聞西部本社版

水俣病の加害企業チッソの法的責任を初めて認め、断罪した水俣病1次訴訟の判決から20日で半世紀を迎える。訴訟に携わった患者や支援者が19日、熊本県水俣市で集会を開き、判決の意義を語り合った。

第1部では、判決が出た1973年3月20日の熊本地裁前の様子から、患者がこれから生きるための補償を求めた、チッソ本社（東京）での交渉の前半までを記録した土本典昭監督の映画「水俣一揆 一生を問う人々」を観賞した。

映画には、訴訟に中学生で原告として参加した坂本しのぶさん（66）の母フジエさんが登場。しのぶさんの姉で、4歳で亡くなっていた真由美さんの3歳当時の写真を片手に、「真由美の命の値段は決まりました。2番目のしのぶの金額も出ました。しかし、しのぶの古い傷はよくなりません。だから、水俣病患者が生きるために、今からの仕事が残っております」と、早くも次に向けての決意を語る場面が映し出された。

1次訴訟は提訴時¹ほとんどの法律家から「とても患者側に勝ち目はない」と言われていた。熊本大学法学部助教授（当時）の富樫貞夫さん（89）が中心になって、「水俣病研究会」で議論を重ね、これまでとは違う新しい法理論を構築し、勝訴につなげた。

第2部では、研究会で富樫さんとともに活動してきた有馬澄雄さん（76）が講演。チッソの技術者たちは、水俣病の公式確認前に水銀汚染に気づく機会が何度もあったと指摘した上で、「法理論では、富樫さんが目の前の悲惨な状況に向き合った。一方、科学者たちは何もしなかった」と専門家の姿勢に疑問を投げかけた。また、チッソとの「自主交渉」で闘った佐藤武春さんの息子で、今も未認定患者の救済を求めて福岡高裁で係争中の佐藤英樹さん（68）もあいさつし、「今の裁判官は国の委託のよう。でも水俣病は終わらないという気持ちで闘う」と語った。
(今村建二)

水俣病第一次訴訟判決50年記念集会へのメッセージ

東京・水俣病を告発する会／チッソと国の水俣病責任を問うシンポジウム実行委員会

50年前、東京の支援学生だった当会メンバーは、チッソ東京本社前の座り込みテントで原告勝訴を知りました。しかし、患者の生涯の生活保障と、新認定患者の同等補償を得なければバンザイどころではない。その闘いを描いた土本監督の『水俣一揆』は、次の東京シンポジウムでも上映しますが、たたかいた先陣を切った方々の雄姿が懐かしく、心打たれます。

判決後の半世紀で、協定書も含め様々な進展がありました。しかし、その一方で、今なお多くの課題が残されていることには、身が引き締まる思いです。コロナが収まりつつある中、若い人たちの水俣訪問も復活しつつあると聞きます。当面する闘いと次の世代への継承にむけ、本日の集いが貴重な契機となるよう祈ります。

坂本しのぶさん、渡辺栄一さんをはじめ、困難と闘いながら今も現地で暮らしておられる患者・家族、事務局などの支援スタッフ、そして集会参加の皆様へ、心からの敬意をお伝えし、連帯のメッセージといたします。 2023. 3.19

「公害の原点」とされる水俣病を巡る最初の訴訟となった水俣病第1次訴訟の熊本地裁判決（1973年）から20日で50年がたった。原因企業チッソの責任を認めて賠償を命じた判決は1審で確定し救済の道を開いたとされる。しかし勝訴原告の申請も退けられるなど患者認定の壁は厚く、半世紀を経た現在も健康被害を訴える1600人以上が国やチッソなどを相手に訴訟を続け、補償・救済を巡る争いは終わりが見えない。

『自分が水俣病と証明するには解剖してもらいしかないと繰り返していた。判決から50年を前に、坂本昭子さん（71）は水俣市の自宅でサングラス姿でポーズを取る亡き夫の写真を見つめた。夫の輝喜（てるき）さんとその両親は、1次訴訟の原告に名を連ねた。特に夫の母は判決で「激烈な病苦で精神的・肉体的苦痛は言語に絶する」とされたほどの重症で、親子3人に賠償が認められた。

坂本輝喜さん*はその後、患者認定を熊本県に申請した。患者への補償は1次訴訟判決後にチッソと患者団体が結んだ協定が土台で、認定患者には1人当たり1600万～1800万円の一時金や年金、医療・介護費などが支給される。ただ、補償を受けるには行政の認定を受ける必要があった。 (*編注 一次訴訟で受けたのは家族としての補償のみ)

輝喜さんについては、水俣病の被害調査で1957年4月に自宅を訪ねた医師が「3月中旬に発病」「よくつまずくようになった」などと水俣病の症状をうかがわせる記録を残していた。1956年5月の公式確認の約1年後で、輝喜さんは2歳だった。体調不良の輝喜さんは小中学校で体育の授業にはほとんど出ななかったと、坂本さんは後に聞いた。しかし、認定を巡る審査は長期にわたった末、退けられた。かさむ医療費や家族の生活を考えた輝喜さんが選んだのが、村山富市内閣当時の政治決着（1995年）に応じることだった。一律260万円の一時金などの支給を、認定申請や訴訟取り下げを条件に約1万人が受け入れた。体調が原因で仕事を辞めたこともあった輝喜さんは2014年7月、心筋梗塞で亡くなった。59歳だった。

坂本さんは夫の遺志に沿って熊本大での解剖を求めたが、「水俣病の所見なし」との結果だった。坂本さんはいつか認められる日を願い、標本保存を依頼した。輝喜さんは「自分は認定されて当然」と信じていた。坂本さんは「水俣病で家族の生活を壊された夫はなんと言うだろうか」と話す。公式確認から間もなく1967年、2月末現在で鹿児島、熊本両県で2284人（死没者を含む）が患者として認定されている。

◇実態不明「全容解明を」

国の認定基準で原則、水俣病の代表的な症状とされる感覚障害のほか、難聴など複数の症状の組み合わせを求めている。しかし最高裁は2004年の判決で感覚障害のみの原告もメチル水銀中毒と認めた。最高裁は2013年にも別の訴訟で改めて「感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」と原告勝訴を言い渡している。

国やチッソなどに賠償を直接求める訴訟も相次ぎ、現在も原告1634人（2月末現在）による「ノーモア・ミナマタ」第2次訴訟が熊本、大阪、東京の3地裁で続いている。訴訟が続く背景には、水俣病の被害実態が不明なことがある。水俣病を引き起こした工場排水は水俣市から八代海へ拡散し、対岸の天草地方や隣接する鹿児島県でも患者が発生したが、汚染の広がりは今も分かっていない。

水俣病1次訴訟弁護団の一員で弁護士の馬奈木（まなぎ）昭雄さん（81）は「なんの補償も受けていない被害者がまだいる。国は被害の全容を明らかにするための調査を今からでもやるべきだ」と話す。2009年施行の水俣病被害者救済特別措置法は未認定患者救済に向け、国に住民の健康調査実施と調査手法の開発を求めている。国は検討を進めているが、調査の開始時期は見通せない。 (西貴晴)

■ことば ◇水俣病と第1次訴訟

水俣病はチッソ水俣工場（熊本県水俣市）の排水に含まれるメチル水銀が魚介類に蓄積し、それを食べた人に発症した神経疾患で1956年5月1日に発生が公式確認された。

1次訴訟は1969年6月、患者28世帯112人がチッソを相手取り熊本地裁に提訴。1973年3月の判決はチッソの過失責任を認め生存患者1人1600万～1800万円などの支払いを命じた。1次訴訟の流れをくむ患者団体「水俣病互助会」のまとめでは、判決時の原告138人のうち少なくとも75人が亡くなっている。

前104号の13-14pに、水俣病被害者支援者連絡会（山下善寛会長代行）が作成し、昨年11月に、国会議員立ち合いで環境省に提出した水俣病特措法に基づく環境調査を求める要望書を掲載しました。以下は、要望書に付された調査具体案です。次頁は法の対象地域外にも被害者がいたことを示す地図。

不知火海沿岸地域の住民等の健康調査について（試案）2022年11月30日

水俣病被害者・支援者連絡会 代表代行 山下善寛
水俣病被害者9団体他、合計29団体及び個人（前頁に同じ）

I 目的

2004年のチッソ水俣病関西訴訟最高裁判決において、国と熊本県について、水俣病の被害拡大を防止できなかったとする行政責任が確定し、水俣病特措法による調査が要請されているため、八代海沿岸地域に居住歴があるものに対して、メチル水銀が健康に与える影響を広く把握するため健康調査を実施する。

II 実施主体 国、熊本県、鹿児島県、臨床研究に従事する民間医師などによる実行委員会

III 対象地域・・・八代海沿岸に居住歴があるもの

- 1 熊本県：宇城市、氷川町、八代市、水俣市、芦北町、津奈木町、上天草市、天草市（準対象地域）苓北町、球磨村、人吉市
- 2 鹿児島県：出水市、長島町、阿久根市（準対象地域）伊佐市、薩摩川内市
- 3 対照（コントロール）地域については、別途検討する。

IV. 対象者および調査方法

- 1 対象地域に平成2（1990）年以前に出生し、現在も居住する者の10%を無作為抽出する。
 - 1) 第1次調査（訪問聴取調査） <試案別紙：略>
 - ① 対象者：全員
 - ② 内容：しびれ、手のふるえ、ふらつきなどの神経症状の有無、程度等を調査（別紙1）
 - ③ 実施方法：アンケート調査後、保健師等による訪問聴取
 - 2) 第2次調査（医師による検診） <試案別紙：略>
 - ① 対象者：1次調査対象者の20%を無作為抽出する。
 - ② 内容：感覚及びその他の神経症状に関する医師の検診
 - ③ 実施方法：現地に医師を派遣して実施する。
- 2 対象地域に居住するもののうち健康調査を希望するもの
*内容及び手法は、1と同様。

V. 実施時期 令和5（2023）年に実施計画を策定し、令和6（2024）年から実施し、5年を目途に実施する。

VI 費用負担 費用は国、熊本県の負担とする。

VII 関係自治体の協力 関係自治体は、国、熊本県、鹿児島県に協力し、その推進を全面的に支援する。

VIII 環境調査

- 1 水俣病発生の状況をふまえ、メチル水銀汚染にかかわる八代海の環境変化の状況を把握するため調査を実施する。
- 2 実施主体：国、熊本県
- 3 調査範囲：八代海全域（不知火町沿岸から牛深市、出水市、長島町沿岸まで）
- 4 調査内容：以下の調査項目について、総水銀、メチル水銀等の調査
 - (1) 水質調査
 - (2) 底質調査
 - (3) 魚介類調査
 - (4) 土壌汚染調査

以上

水俣病特別措置法で水俣病被害者と判定された人々の地域

水俣病被害者支援者連絡会からの入手資料。特措法の指定地域（黒部分）の外でも特措法対象の被害者と判定された人が多数出ている（グレー部分）。

メチル水銀による健康被害が、山間部まで含めた不知火海沿岸にあまねく広がっていることがわかる。

■青色：特措法対象地域

■緑色：対象地域外における救済地域

数字は一時金等対象該当者の人数

*は1～2名を示す。

